

解雇の金銭解決制度の導入に強く反対する決議

安倍政権は、聞こえの良い「働き方改革」を並べる一方で、解雇規制を根底から覆しかねない「解雇の金銭解決制度」の導入を目論んでいる。

2015年6月30日には「『日本再興戦略』改訂2015」及び「規制改革実施計画」を閣議決定し、これらの閣議決定に基づき、同年10月29日、厚生労働省に「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」が設置され、現在、解雇の金銭解決制度の導入の必要性を含む労働紛争解決システム等のあり方に関する検討が進められている。

これまでの検討会では、金銭解決制度の導入の必要性はないとの意見や、導入に慎重な意見が大勢を占めているものの、経済学者や使用者側弁護士等の一部の委員からは、泣き寝入りをしている中小企業労働者のためにも金銭解決制度の導入が不可欠であるなどとする意見が繰り返し述べられている。また、第8回検討会では、土田道夫教授が、金銭解決制度の導入に賛成の立場を表明し、同制度の導入について議論すべきとの意見を述べた。

しかし、労働審判等の手続内で労働者が金銭解決を望む場合には、既に迅速かつ妥当な解決が図られているのであり、日本において金銭解決制度を導入する必要性は全く存在しない。泣き寝入りをしている労働者を保護しようというのであれば、労働審判等の既存の紛争解決システムへのアクセス障害を改善することこそが重要である。

また、仮に金銭解決制度が導入されれば、不当解雇が誘発され、解雇の実情に応じた解決が図られなくなるなど、既存の労働紛争解決システムに悪影響が及ぶ危険性が高い。この点については、規制改革会議雇用ワーキング・グループにおいて、菅野和夫 JILPT 理事長が、「金銭解決の額の画一的基準は、当事者の納得を得難く、かつ紛争解決制度の良好な機能を阻害しかねない」旨指摘しているし、第6回検討会のヒアリングの際に、難波孝一元判事も、(金銭解決制度が)「うまくワークするのかは疑問」である旨指摘しているところである。ドイツやフランスでも、金銭解決制度が有効に機能しているとは言い難い。

規制改革会議は、「労働者側からの申し立てのみを認めることを前提とすべき」と提案しているものの、仮に申立権を労働者側に限定したとしても、不当解雇が誘発される危険性が高いことには変わりはない。しかも、経営側の本音は、使用者側にも申立権を付与することにある。現に、検討会の場で、積極派の委員は、規制改革会議の意見にとらわれず、使用者側にも申立権を認めるべきとの意見を述べている。ひとたび金銭解決制度の導入を許せば、いざ使用側にも申立権が拡大されることは目に見えており、もしそうなれば、労働者の職場復帰の途は完全に閉ざされ、解雇規制は崩壊する。

日本労働弁護団では、既に、2014年11月8日付「『解雇の金銭解決制度』の導入を許さない決議」(第58回総会決議)及び2015年11月7日付「『解雇の金銭解決制度』の法制化に断固反対する決議」(第59回総会決議)において、金銭解決制度の問題点を指摘したところであるが、前述した観点から改めて同制度の導入に強く反対するとともに、今後、導入の阻止に向けて、すべての労働者・労働組合と連携をし、職場復帰の重要性を訴え、反対の取組みを強めていくことをここに決意する。